

中国残留邦人に対する 新たな支援策について

平成 19 年 7 月 9 日
与党中国残留邦人支援に関する
プロジェクトチーム

終戦直前の昭和 20 年 8 月 9 日ソ連軍の対日参戦により、国策として旧満州地区に居住していた開拓団の人々は未曾有の恐怖と混乱に襲われた。飢餓、疾病など筆舌に尽くしがたい逃避行を強いられ、無数の犠牲者と数多くの家族離散という悲惨な状況に陥った。この中で多くの幼子たちが肉親と離れ離れになり中国の大地に取り残された。中国人に育てられることとなった孤児や、生活の手段を失って中国人の妻となって中国に残留することを余儀なくされた残留邦人は、その後も中国国内における厳しい対日感情や文化大革命等の激動の歴史の中で、戦後の高度経済成長の中で生活してきた者には想像もつかない御苦労をされてきた。そのような中で、彼らは祖国への切なる思いを抱きつつも、中国との国交正常化まで長期間要したことに加え、その後の引揚も必ずしも順調ではなく、帰国の時期が大幅に遅れた人が多かった。さらに、幼少期に日本の教育を受ける機会がなかったために、ほとんどの人は日本語ができず、帰国後においても言葉の壁が厚く、また、生活習慣の違いも大きく安定した職を得ることは極めて困難であった。このため、日常の生活に多くの支障をきたしているだけでなく、老後の生活の安定や備えができていない状況にある。

これまで、政府においても自立支援策を講じてきたが、結果としては残念ながら十分な成果を上げたとはいえない。このため、現在、中国残留邦人の約 6 割が生活保護を受給しているが、生活保護制度の運用として時として人間としての尊厳が傷つけられたこともあった。残留邦人の方々の辿られた苦難の道を振り返り、その窮状と切なる想いを考える時、我々は同じ日本人として手をこまねていることはできない。

我々は、人間としての尊厳と老後の生活の安定を大切にすることの二つを柱として、中国残留邦人が直面した特別の苦難にたいして、特別の措置を講じることにより、中国残留邦人が「日本に帰ってきて良かった」と思えるよう、また「日本人として尊厳を持てる生活」を確保できるようにするため、平成 17 年 8 月に与党プロジェクトチームを設置して以来、これまで支援策を検討してきたところである。

その検討の過程の中で、生活保護制度とは異なる所得制限付きの一定額の給付金制度も検討してきたが、次のような様々な問題があった。

所得制限付きの一定額の給付金制度では、衣食等の生活費に加え、住居費、医療費、介護費用などもその中から賄う必要があり、ニーズに応じたきめ細かな支援ができず、仮に、衣食等の生活費、住居費、医療費、介護費用などすべてを賄うに足る給付金とするためには、相当程度高額な給付金を支給することが必要となってしまう。また、医療費、住宅費のみ別途給付するとしても、その額について個別に所得制限を設定するのは技術的にも困難と考えられる。

現在、中国残留邦人は平均約 70 歳であり、これからさらに高齢化を迎え、医療、介護は切実な問題である。一定額の渡しきりでは、医療費や介護費に高額がかかる人は、生活できなくなり、生活保護に陥る。

所得制限付きとは言え、定額給付方式では限界部分において、逆転現象が必ず発生し、不公平を生ずる。

また、中国残留邦人は約 800 市町村に分散して生活しているが、所得制限付きの一定額の給付金制度では、地域ごとの生計費を反映したものとはならない。

このため、新たな仕組みは、別紙 1 のとおり、生活保護とは別途の法律に基づく給付金の制度とし、その運用においても、できる限り中国残留邦人が置かれてきた特別な事情に配慮するものとした。

改めて、新たな支援策が中国残留邦人にとって、「日本に帰ってよかった」、「やはり祖国は暖かい」ということを実感してもらえれば、多とするところである。

また、この問題については、現在、全国で訴訟が提起されているが、これらの訴訟は、中国残留邦人の老後の生活安定を実現することを最大の目的としてなされたものであり、今回、その目的が達成され、中国残留邦人たちへの暖かい支援策が実現するものと確信し、この訴訟が終結されることを期待する。このため、これまでに要した訴訟費用については、中国残留邦人が負担しなくてよいように、別紙 2 に基づき、立法措置を講ずる。今日まで、長きにわたって中国残留邦人を支援してきた弁護士はじめ関係者の方々には敬意を表するものである。

我々は、改めて、中国残留邦人が日中友好の架け橋として果たしてきた役割を評価するとともに、今後も健康に留意し、引き続きその役割を果たすことを期待するものである。また、中国残留邦人を育てた養父母への感謝の気持ちを忘れてはならない。

なお、新たな支援策に必要な財政措置については、その重要性にかんがみ、来年度予算案のシーリング対象外とするとともに、来年度予算においては別枠で上乗せ計上することが必要である。

与党 PT としては、今後も、立法措置、予算措置のほか、支援策の効果をフォローアップするため、必要に応じ開催する。

中国残留邦人に対する新たな支援策

- 1 中国残留邦人の最大の不安は老後の生活であることから、老後の支援策の第一として、老後の生活安定のための基盤整備を図ることが急務である。そのためには、まず国民共通の所得保障の柱である基礎年金についてその満額が受給できるよう必要な措置を講ずる。

この場合、帰国前の公的年金制度に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても、特例的に保険料の追納を認め、追納に必要な額は国において負担することにより、老齢基礎年金の満額支給を実現する。

なお、既に老齢基礎年金の保険料を自ら拠出した者については、拠出した保険料相当額が、本人の手元に残るような措置を講ずる。

- 2 中国残留邦人の個々のケースを見れば、基礎年金の満額支給を実施したとしてもなお、生活支援が必要なケースがあると考えられる。

これまでのところ、そのような必要性については一般国民と同様、生活保護制度によって対応されてきており、現在、中国残留邦人の約6割は生活保護の対象となっている現状である。

しかしながら、中国残留邦人からは生活保護に対する抵抗感が強いことに加え、中国残留邦人の特別な事情に配慮する必要もあることから、生活保護とは別途の法律に基づく給付金制度をつくることとする。その際、生活費のみならず、住宅費用、医療費、介護費用なども個々の世帯の状況に応じて対応できる制度とすべきである。

具体的には、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図られない中国残留邦人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援を行う。

ただし、中国残留邦人にとって極力制約があると感じられることがないように最大限配慮するため、以下の措置を講ずる。

(1) 給付の水準

「補完する生活支援」は、老齢基礎年金の満額支給と合わせて、現行の生活保護の水準よりも実質的な収入が増加するよう、収入認定に当たり、老齢基礎年金の満額（6.6万円）を除外する。

また、厚生年金の報酬比例部分や勤労収入などその他の収入については、その3割を除外する。

(2) 運用上の配慮

「補完する生活支援」のための給付金の給付の運用に際しては、

中国残留邦人の置かれている特別の事情に十分配慮し、以下の措置を講ずる。

- ・実施体制に配慮すべしとの要望に応え、中国残留邦人に理解が深く、中国語ができる「支援・相談員」を配置し、支給手続等に当たらせる。
- ・可能な限り行政の介入を減らすこととし、収入申告書の提出は原則年1回とする。
- ・中国残留邦人1世には、就労勧奨しない。
- ・生計を別にする2世、3世に対しては、原則、扶養照会をしない。
- ・渡航期間中も、「補完する生活支援」のための給付金を継続支給。
- ・養父母の見舞い、墓参等の渡航費に係る収入は、認定除外。

既に老齢基礎年金の保険料を自ら拠出した者が、今回老齢基礎年金を満額支給されるに際して、手元に残ることとなる保険料相当額については、収入認定しない。また、預貯金として保有できる。

「補完する生活支援」のための給付金の支給を受けている中国残留邦人が死亡した場合、その配偶者があるときには、引き続き給付金を支給する。

「補完する生活支援」のための給付金を受給しようとする者は、現在生活保護を受給している場合に、改めて資産の調査等を行うことなく、自動的に受給できる取扱いとする。

子と同居している中国残留邦人については、子と同居していることを理由に給付金の支給が受けられないことがないようにする。

これら以外の「補完する生活支援」のための給付金の給付の運用については、現行の生活保護の運用を準用するが、中国残留邦人の尊厳を傷つけないように配慮する。

- ・公的年金等及び「補完する生活支援」のための給付金を原資として預貯金は保有することができる。
- ・資産価値が500万円未満の不動産は保有することができる。
- ・個別のニーズに応じて、生活支援として、住宅費や医療費のみ支給されるという場合もある。

3 中国残留邦人問題が生じた経緯やその後遭遇した困難等について国民に十分な理解を得るため、普及啓発と広報活動及び新たな支援策のPRを実施することとする。

4 中国残留邦人の支援のために必要な日本語教育、2世、3世の就労支援、住宅対策等についてもこれまでの政策の視点を抜本的に改め、地

域で普通の暮らしを送ることができるようにするという地域福祉の視点に立って、自立支援の観点から積極的に取り組むものとする。

具体的には、主として、以下のものがあげられる。

- (1) 地域における日本語習得支援、地域で生き生きと暮らすための仕組みづくり
- (2) 病院への入院や通院、介護施設等の利用の際の通訳派遣
- (3) 日本語習得が十分でない 2 世、3 世への就労支援
- (4) 終生にわたる公営住宅の優先斡旋の実現を図るなど、良質な住環境の整備

中国残留邦人訴訟の原告に訴訟費用を負担させない方策

原告ら中国残留邦人の提起した本件各訴訟は、支援策を講ずる法律が制定されていれば、本来、提起の必要がなかったものであること及び支援策を講ずる法律の制定が国の政策として固まったことを前提に考えると、原告らのうち、資力が十分にあり、申立て手数料等の訴訟費用をすでに支払った者はともかく、訴訟救助を受けている資力に乏しいものについて、猶予された訴訟費用の支払を求めるのは相当ではないと考えられる。

そこで、このような認識を前提として、原告らへの支援策を講ずる立法措置の中で、

「次の要件を充たす訴訟において、原告が訴訟救助により支払を猶予された訴訟費用については、国は、原告に対し、これを請求することができない。

ア 原告が、自己が「中国残留邦人等」(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 2 条第 1 項各号に規定するものをいう。)であると主張している訴訟であること

イ 原告が、早期帰国実現義務違反、自立支援義務違反、又は自立支援のための金員給付等の立法不作為の違法を主張して、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づき、国を被告として提起した損害賠償の支払を求める訴訟であること

ウ [被告(国)との合意に基づき]原告が訴訟上の和解をし、又は訴えを取り下げたこと」

旨の規定を設ける。